

多文化社会学部生の皆さんへ

多文化社会学部長

多文化社会学部における留学時の危機管理について

本学部では、皆さんが留学に専念し所期の目的を達成できるよう、留学期間中は、留学先大学と連携して皆さんの安全管理に配慮するとともに、教職員もあらゆる危機事象に速やかに対応できるよう危機管理体制を整えています。

また、万が一の損害等に備えるため、学生の皆さんが入学時に加入した学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）のほか、学研災と連動した学研災付帯海外留学保険（付帯海学）、又は民間の海外旅行保険に加入することを留学参加の必須条件にしています。

大学側では上述のとおり皆様の安全管理に充分配慮しますが、学生の皆さんが留学本来の目的を達成し無事に帰国するためには、大学による危機管理に加えて、皆さん一人ひとりによる自覚ある危機管理が極めて重要です。皆さんには、自己責任の下、留学期間中は「自己防衛」と「危機回避」を常に念頭に置き、慎重かつ責任ある行動をとるようお願いします。

なお、大学の管理の及ばない不測の事態や皆さんの故意または不注意によって発生する事件・事故については、保険でカバーできる範囲を超えて大学側が費用負担をすることはできませんので、予めご了承ください。

別紙誓約書は、主として危機管理の観点から、留学参加にあたり皆さんが遵守すべき事項を記載したものです。ご家族等保証人の方々にも留学内容や大学側の危機管理情報を提供・共有いただき、本紙の内容とともに承諾の上、皆さん及び保証人の署名・押印をお願いします。

なお、出発までに、必ず所定のオリエンテーションに参加するとともに、「学生の国際交流に関する危機管理対応マニュアル」を熟読の上、安全管理に努めてください。加えて、危機管理セミナーに必ず参加してください。

誓約書

長崎大学長 殿

私は、長崎大学（以下「本学」という。）の留学制度の趣旨・目的を十分に理解し、下記事項を遵守することを誓約します。

1. 留学中は、常に本学の学生としての自覚と責任をもって行動し、留学先大学における学業に精励するとともに国際交流に貢献すること。
2. 日本国及び留学先国・地域の法令、並びに本学及び留学先大学の諸規則を遵守するとともに、本学及び留学先大学担当者の指示に従うこと。留学先国・地域の法令で禁止される薬物・武器・模造品の購入、所持及び使用をしないこと。
3. 留学に必要な手続き（本学及び留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、保険加入、住居先の手配、留学に係る費用の支払い等）は、本学が実施する手続きを除き、自らの責任において遅延なく行うこと。
4. 出発日から帰国日までの全期間を補償する、本学及び留学先大学が求める海外旅行保険に加入するとともに、留学前に開催される危機管理セミナーへ必ず出席すること。
5. 留学先国における治安上の問題、天災等の発生、又は私の重大な利益（生命、身体、健康、及び財産の保護）により、外務省の海外安全情報（危険レベル2以上）又は医師の判断に基づき、本学が留学を延期又は中止し、帰国させることを決定した場合は、これに従うこと。また、それによって生じるプログラムや航空券、宿泊施設等の変更・取消に係る費用を負担すること。
6. 個人情報について、本学、留学先大学、危機管理会社、加入保険会社、関係医療従事者、関係省庁及び在外公館が、事故・事件等緊急時に必要な範囲で共有・利用することに同意すること。
7. 本学及び留学先大学の責によらない事項（※）による病気、怪我、経済的な損失等については、両大学にその責任を負わせないこと。
8. 本誓約書に反する行為をした場合、交換留学生としての地位を喪失することに合意すること。

※自然災害、戦争、革命、暴動、治安の悪化、テロ、犯罪、伝染性疾患の流行、疫病等の人為的、不可抗力による事件・事故、若しくは本人の故意又は不注意による事件・事故、トラブル等

年 月 日

所属学部 多文化社会学部

学生番号

氏 名

印

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保証人自署

印

(保証人直筆のこと。印影は学生とは別のものを使用してください。)

続柄（関係）